

## (公財) 古代学協会における研究者の行動規範

平成 27 年 9 月 1 日  
公益財団法人古代学協会

古代学協会は、学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本協会において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）に対して、研究を遂行する上で求められる行動規範をここに定める。

### (研究者の責任)

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、古代学研究成果を内外に紹介し、もって学術文化の向上発展に寄与するという責任を有する。

### (研究者の行動)

2 研究者は、学問の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

### (自己の研鑽)

3 研究者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、学術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

### (説明と公開)

4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

### (研究活動)

5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用、などの不正行為をなさず、また加担しない。

### (研究環境の整備)

6 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

### (法令の遵守)

7 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

### (研究対象などへの配慮)

8 研究者は、研究への協力者の人格・人権を尊重し、福利に配慮する。

(他者との関係)

9 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(個人情報の保護)

10 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らさない。ただし、本人の同意がある場合、この限りでない。

(差別の排除)

10 研究者は、研究、教育及び学会活動において、個人を差別することなく公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

11 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究倫理の保持及び向上)

12 研究者は研究倫理を保持する努力を行うとともに、自己研鑽と学習を怠ってはならない。また、常に時代や社会からの要請等に応えるため、本規範の見直しを行う。

以上